

# 千代田区景観まちづくり計画 (素案)

令和元年 10 月

# 千代田区景観まちづくり計画(素案)・目次

## 第1部 景観まちづくりの考え方

### 第1章 千代田区の景観まちづくりの考え方

|       |                                           |   |
|-------|-------------------------------------------|---|
| 1. 1. | 景観まちづくり計画の目的                              | 3 |
| 1. 2. | これまでの景観まちづくりの評価と課題                        | 4 |
| 1. 3. | 景観まちづくり計画の策定方針                            | 6 |
| 1. 4. | 景観まちづくり計画の位置づけ                            | 7 |
| 1. 5. | 景観まちづくりを担う各主体の役割                          | 8 |
| 1. 6. | 景観まちづくり計画の区域<br>(景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画の区域) | 9 |

### 第2章 景観まちづくりの目標

|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 2. 1. | 5つの目標 | 11 |
|-------|-------|----|

## 第2部 景観まちづくりの方針・基準

### 第3章 地域別景観まちづくりの考え方

|       |                      |    |
|-------|----------------------|----|
| 3. 1. | 地域別景観まちづくりの方針・基準の考え方 | 25 |
| 3. 2. | 景観重点地区の指定の考え方        | 26 |
| 3. 3. | 届出制度と景観まちづくり協議の考え方   | 28 |

### 第4章 美観地域の景観まちづくりの方針・基準

(景観法第8条第3項の規定に基づく景観形成方針、第8条第2項第2号の規定に基づく景観形成基準)

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 4. 1. | 建築物の届出対象規模・景観形成基準  | 32 |
| 4. 2. | 工作物の届出対象規模・景観形成基準  | 34 |
| 4. 3. | 開発行為の届出対象規模・景観形成基準 | 34 |
| 4. 4. | 特別眺望景観保全区域の景観形成基準  | 35 |

### 第5章 翹町地域の景観まちづくりの方針・基準

(景観法第8条第3項の規定に基づく景観形成方針、第8条第2項第2号の規定に基づく景観形成基準)

|       |                    |    |
|-------|--------------------|----|
| 5. 1. | 建築物の届出対象規模・景観形成基準  | 40 |
| 5. 2. | 工作物の届出対象規模・景観形成基準  | 42 |
| 5. 3. | 開発行為の届出対象規模・景観形成基準 | 42 |
| 5. 4. | 外濠重点地区の景観形成方針・基準   | 43 |

### 第6章 神田地域の景観まちづくりの方針・基準

(景観法第8条第3項の規定に基づく景観形成方針、第8条第2項第2号の規定に基づく景観形成基準)

|       |                        |    |
|-------|------------------------|----|
| 6. 1. | 建築物の届出対象規模・景観形成基準      | 52 |
| 6. 2. | 工作物の届出対象規模・景観形成基準      | 55 |
| 6. 3. | 開発行為の届出対象規模・景観形成基準     | 55 |
| 6. 4. | 神田川・日本橋川重点地区の景観形成方針・基準 | 56 |

## 第3部 景観資源等の保全・活用の方針

### 第7章 眺望景観の保全・創出

- 7. 1. 眺望景観の保全・創出の考え方 ..... 69
- 7. 2. 眺望景観の保全・創出の方針 ..... 70

### 第8章 景観資源の保全・活用

- 8. 1. 景観資源保全・活用の考え方 ..... 73
- 8. 2. 景観資源保全制度の指定方針 ..... 74  
(景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の方針を含む)

### 第9章 公共施設の景観整備

- 9. 1. 公共施設の景観整備の考え方 ..... 75
- 9. 2. 景観重要公共施設 ..... 76  
(景観法第8条第2項第4号ロに基づく景観重要公共施設の整備に関する事項)

### 第10章 屋外広告物の景観誘導

- 10. 1. 屋外広告物の表示等に関する考え方 ..... 79
- 10. 2. 屋外広告物の表示等の制限 ..... 80

## 第4部 景観まちづくりの運用

### 第11章 景観まちづくり協議・届出

- 11. 1. 景観まちづくり協議・届出について ..... 89
- 11. 2. 景観まちづくり協議・届出の手順 ..... 91  
(景観法第16条に基づく届出及び勧告等を含む)

### 第12章 地区の景観まちづくりの展開

- 12. 1. 地区の景観誘導の考え方 ..... 95
- 12. 2. 地区の景観形成手法 ..... 96
- 12. 3. 景観重点地区指定の考え方 ..... 98
- 12. 4. 地区の景観形成の展開 ..... 99

### 第13章 景観まちづくりの推進方策

- 13. 1. 景観マネジメントシステムの構築 ..... 101
- 13. 2. 推進体制の充実 ..... 102
- 13. 3. 支援制度の整備 ..... 104

- 参考資料1 課題別の活用手法 ..... 105
- 参考資料2 用語集 ..... 107

# 千代田区景観まちづくり計画の体系

## 第1部 景観まちづくりの考え方

### 第1章 千代田区の景観まちづくりの考え方

千代田区の景観まちづくりの目的や景観まちづくり計画の策定方針、計画の対象区域等の千代田区における景観まちづくりの基本的な考え方を示す。

### 第2章 景観まちづくりの目標

千代田区の景観まちづくりとして「5つの目標」を示す。

5つの目標

目標1 「江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす」

目標2 「江戸―東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を守り、活かす」

目標3 「山の手と下町に展開する多様な界線の個性を活かす」

目標4 「都心に生きる人々に活気とやさしさを与える」

目標5 「首都としての風格ある都心の美しさを創出する」

## 第2部 景観まちづくりの方針・基準

### 第3章 地域別景観まちづくりの考え方

地域別景観まちづくりの方針・基準の考え方、景観重点地区の指定の考え方、届出制度と景観まちづくり協議の考え方を示す。

3地域別及び景観重点地区(3地区)の景観形成方針及び基準を示す。

地域別景観形成方針・基準

景観重点地区景観形成方針・基準

#### 第4章 美観地域の景観まちづくりの方針・基準

景観形成方針

景観形成基準

特別眺望景観保全区域の景観形成基準

■景観重点地区：  
美観地域重点地区

#### 第5章 麹町地域の景観まちづくりの方針・基準

景観形成方針

景観形成基準

■景観重点地区：  
外濠重点地区

#### 第6章 神田地域の景観まちづくりの方針・基準

景観形成方針

景観形成基準

■景観重点地区：  
神田川・日本橋川  
重点地区

## 第3部 景観資源等の保全・活用の方針

千代田区の景観まちづくりの方針を踏まえ、千代田区らしい景観を構成している「眺望景観」「景観資源」「公共施設」「屋外広告物」の景観形成の考え方や方針を設定する。

### 第7章 眺望景観の保全・創出

眺望景観の保全・創出に向けた基本方針を定める。

### 第8章 景観資源の保全・活用

景観資源となる建造物や樹木等の保全・活用の考え方や手法について示す。

### 第9章 公共施設の景観整備

道路・公園・河川の景観重要公共施設の整備に関する事項を定める。

### 第10章 屋外広告物の景観誘導

屋外広告物の表示等に関する考え方や制限を示す。

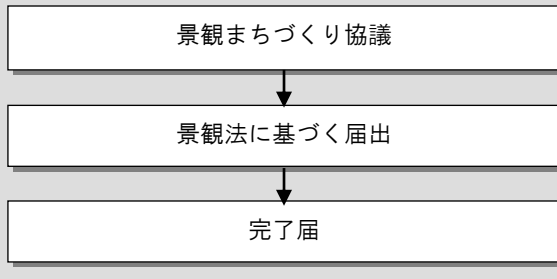
景観法に基づく行為制限等に該当する事項

## 第4部 景観まちづくりの運用

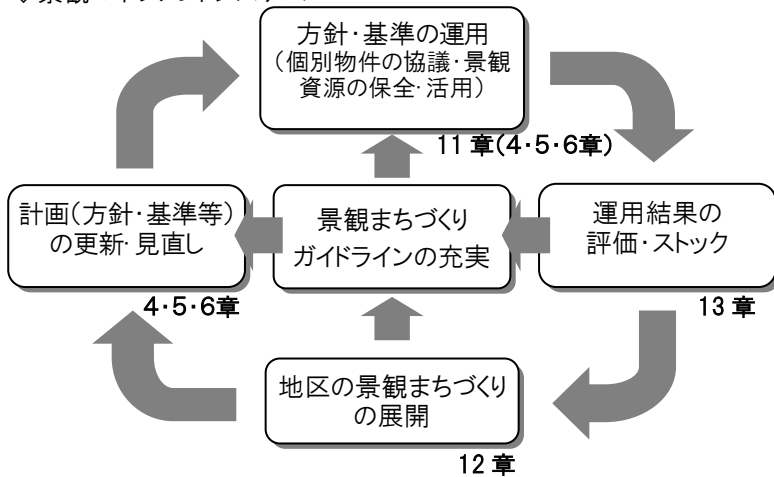
個別の建築計画に関わる景観まちづくり協議・届出制度や住民合意に基づく地区レベルのルールづくりの考え方、景観まちづくりの実施体制や支援施策など、景観まちづくりの運用の方法を示す。

### 第11章 景観まちづくり協議・届出

個別の建築計画に関わる景観まちづくり協議・届出の内容や手順等を示す。



#### ◇景観マネジメントシステム



### 第12章 地区の景観まちづくりの展開

住民の合意に基づく景観形成の取組みを支援するルールづくりの手法や運用主体の考え方を示す。

#### ◇地域ごとのガイドラインなど

地域別まちづくり構想等における景観形成のガイドライン

#### ◇景観法・都市計画法等に基づく制度

景観協定・建築協定

景観地区・地区計画

景観重点地区

### 第13章 景観まちづくりの推進方策

景観マネジメントシステムの構築や景観まちづくりの推進体制、支援制度を示す。

#### ◇景観マネジメントシステムの構築

#### ◇推進体制

景観まちづくり審議会

- ・ 景観まちづくりに関わる事項を調査・審議

景観アドバイザー

- ・ 景観まちづくり協議において景観形成に関するアドバイスや対案の作成

隣接区との連携

- ・ 隣接区と景観協議会を組織し、良好な景観形成を推進

景観整備機構等との連携

- ・ NPO 法人等を景観整備機構に指定し、連携強化
- ・ 教育機関(大学等)と連携し、設計課題等の成果を蓄積

景観まちづくり協議会との連携

- ・ 関係行政機関等と景観まちづくり協議会を組織し、連携強化

景観に関連する施策との連携

- ・ 環境や観光等の行政施策や関連部署との連携を図り事業を推進

#### ◇支援制度

景観まちづくり協議会等  
地域まちづくりの支援

景観まちづくりの情報提供

- ・ 景観まちづくりの評価をまとめたPR誌発行等の情報提供